

「保護具着用管理責任者講習」を

開催しています

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保守管理その他保護具に係る業務を担当させることとされています。また、保護具着用管理責任者の選任要件に該当する者を選任することができない場合は、本講習を受講した者を保護具着用管理責任者として選任するよう求められています。

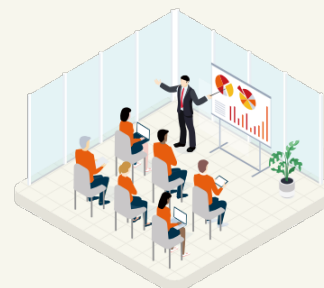
✓ 開催日程

9月13日（火）

10月15日（火）

✓ カリキュラム（計6時間）・料金

内容		時間	料金
学科	保護具着用管理	30分	¥ 20,000 (教本代、税込)
	保護具に関する知識	3時間	
	労働災害の防止に関する知識	1時間	
	関係法令	30分	
実技	保護具の使用方法等	1時間	



✓ 出張講習もご相談ください！

【開催条件】

- 原則10名以上*の受講者がいること

*10名以下の場合でもお気軽にご相談ください。



株式会社PCT 群馬教習所

☎ 027-230-5311

〒371-0104

群馬県前橋市富士見町時沢2803

📠 027-230-5314

最新情報はこちらから



保護具着用管理責任者講習の目的・受講対象者等について

保護具着用管理責任者に対する教育実施要領

1. 目的

本要領は、保護具着用管理責任者教育のカリキュラム及び具体的実施方法を示すとともにこの教育の実施により、十分な知識及び技能を有する保護具着用管理責任者の確保を促進し、もって保護具等の正しい選択・使用・保守管理についての普及を図ることを目的とする。

2. 教育の対象者

本教育の対象者は、次のとおりとする。

- ・ 下記資格を有しないで、保護具着用管理責任者になろうとする者
施行通達の記の第4の2(2)①から⑥
 - ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
 - ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
 - ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
 - ④ 第1種衛生管理者免許 又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
 - ⑤ 下記資格を有する者
 - ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
 - ・ 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
 - ・ 鉛作業主任者技能講習を修了した者
 - ⑥ 安全衛生推進者等講習を受講した者

- ・ 上記資格を有する者も受講することが望ましい。

3. 実施方法

学科教育（集合形式の場合）概ね100人以下、実技教育は概ね30名以下を一単位として行うこと。

4. 修了証は、技能講習、特別教育、安全衛生教育は異なる「その他専門教育」となります。「保護具着用管理責任者講習」で1枚の修了証になります。